

---

## コロケーションサービス利用規約

---

福岡北九州データセンター

(旧アジア・フロンティア)

福島白河データセンター

東京有明データセンター

ソフトバンク株式会社

2024.10.1 発行

7.0 版

## コロケーションサービス利用規約

<b>第1章 総則</b> .....	<b>4</b>
第1条 (規約の適用) .....	4
第2条 (規約の変更) .....	4
第3条 (用語の定義) .....	5
<b>第2章 契約の成立</b> .....	<b>6</b>
第4条 (利用の申込) .....	6
第5条 (本サービス利用契約の成立) .....	6
第6条 (契約に基づく権利の譲渡等) .....	7
第7条 (名称や地位承継の際の変更手続き) .....	7
<b>第3章 料金等</b> .....	<b>8</b>
第8条 (サービス料金) .....	8
第9条 (月額費用の支払) .....	8
第10条 (初期費用・追加料金の支払) .....	8
第11条 (支払遅延) .....	8
第12条 (最低利用期間及び違約金) .....	8
第13条 (特約による本章の規定の排除) .....	9
<b>第4章 データセンターの利用</b> .....	<b>9</b>
第14条 (乙の立入り及び利用) .....	9
第15条 (データセンターの安全保持) .....	9
第16条 (乙装置の設置、撤去) .....	10
<b>第5章 損害賠償</b> .....	<b>10</b>
第17条 (甲の賠償責任) .....	10
第18条 (第三者の請求に対する措置) .....	10
<b>第6章 秘密情報その他の扱い</b> .....	<b>11</b>
第19条 (秘密情報その他の扱い) .....	11
第19条の2 (パーソナルデータの取り扱い) .....	12
<b>第7章 契約期間</b> .....	<b>12</b>
第20条 (契約期間) .....	12
<b>第8章 契約の終了</b> .....	<b>12</b>
第21条 (甲による解除) .....	12
第21条の2 (反社会的勢力の排除) .....	13
第22条 (乙による解除) .....	14
第23条 (乙装置の撤去等) .....	14
第24条 (甲又はIDCFによる乙装置の撤去等) .....	14
第25条 (条文の存続) .....	15

<b>第9章 雑則</b> .....	<b>15</b>
第 26 条 (非常時における重要通信の優先) .....	15
第 27 条 (不可抗力) .....	15
第 28 条 (マーケティング) .....	16
第 29 条 (通知方法) .....	16
第 29 条の 2(担当者の選任) .....	17
第 30 条 (保険) .....	17
第 31 条 (誠実協議及び合意管轄) .....	17
<b>文書A(サービス利用規程)</b> .....	<b>19</b>
第 1 条 (目的) .....	19
第 2 条 (定義) .....	19
第 3 条 (禁止行為) .....	19
第 4 条 (禁止行為に対する措置) .....	21
第 5 条 (パスワード保護) .....	21
第 6 条 (入館規則の遵守) .....	22
第 7 条 (利用規則の遵守) .....	22
第 8 条 (ネットワーク・システムの表示等) .....	23
第 9 条 (本規程の変更) .....	23
<b>文書B(サービスレベル規程)</b> .....	<b>24</b>
<b>第1章 定義等</b> .....	<b>24</b>
第 1 条 (サービス仕様の定義) .....	24
第 2 条 (定義) .....	24
<b>第2章 本サービスの提供条件</b> .....	<b>24</b>
第 3 条 (削除) .....	24
第 4 条 (サービス説明書の変更) .....	24
第 5 条 (サービス説明書の効力) .....	25
第 6 条 (個別仕様のサービスの提供) .....	25
第 7 条 (メンテナンスの実施) .....	25
第 8 条 (第三者への委任又は外部委託) .....	25
第 9 条 (本規程の変更) .....	25
<b>第3章 本サービスの品質</b> .....	<b>25</b>
第 10 条 (品質目標及び品質保証) .....	25
第 11 条 (サービス仕様書への記載) .....	26
第 12 条 (品質目標及び品質保証に関する用語の定義) .....	26
<b>第4章 故障又は障害の覚知及び減額申請</b> .....	<b>26</b>
第 13 条 (故障又は障害の覚知) .....	26

---

第 14 条 (減額申請) .....	27
第 15 条 (甲の対応義務) .....	27

## コロケーションサービス利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (規約の適用)

1. ソフトバンク株式会社 (以下「甲」といいます) は、この「コロケーションサービス利用規約」 (以下「規約」といいます) に定めるところにより、以下に記載するデータセンターにおいて又はインターネット・ネットワークを介して、乙 (第3条に定義されず) に本サービス (第3条に定義されます) を提供します。
  - ▶ アジアン・フロンティア (北九州)
  - ▶ 福島白河第1データセンター
2. データセンターは株式会社 IDC フロンティア (以下「IDCF」といいます) が管理及び運営するものであり、甲と IDCF 間のデータセンターの利用に関する契約が終了した場合には、甲の乙に対する本サービスの提供及び本サービス利用契約も終了するものとします。
3. 甲は、規約のほか、サービス説明書及びデータセンター利用手引き等並びにサービスレベル規程 (文書 B) を定め、これにより本サービスの内容を規定します。また、甲は、サービス利用規程 (文書 A) を定めます。乙はこれらの規程等に従うこととします。
4. 前項に定める規程等は、特に断りのない限り、規約の一部を構成し、その変更等の手続きは規約に準じます。
5. 甲は、第3項に定める規程等とは別に、個別規程を定める場合があります。規約とその個別規程の効力の優劣については、個別規程においてこれを定めるものとします。
6. 規約は、甲ホームページ等において、いつでも閲覧することができます。また、甲は、いつでも乙の求めにより、規約を記載した書面を交付します。
7. 規約に基づく本サービス利用契約については、これを借地借家法上の賃貸借契約と扱うものではなく、乙が甲に対して同法上の賃借人としての地位を取得するものではありません。

#### 第2条 (規約の変更)

1. 甲は、規約を変更することがあります。この場合、甲は乙に対し変更内容を通知します。通知の方法は、規約の定めるところによります。
2. 規約の変更日以降は、本サービス利用契約には、変更後の規約の規定が適用されることとなります。
3. 規約の変更が乙にとって不利益となると合理的に認められる場合は、乙は、当該変更にかかる通知が到達した日から 20 日以内に、甲に対して、書面をもって通知するこ

とにより、本サービス利用契約を解除することができます。

4. 前項の場合、本サービス利用契約は、規約の変更の効力が生じる日の前日をもって、終了するものとします。

### 第3条 (用語の定義)

規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
1	インターネット・ネットワーク	主にインターネット・プロトコルに基づいて電気通信を行う電気通信設備(電気通信事業法に定められるものとします)であって、IDCFが設置、運営又は管理するもの
2	乙	本サービス(本条に定義されます)を利用し又は利用しようとしている法人若しくは団体(その役職員を含みます)又は個人
3	乙装置	乙が本データセンター内に設置して利用するネットワーク・システム(本条に定義されます)
4	課金開始日	本サービス利用契約(本条に定義されます)に基づいて、乙に対する課金が始まる日(甲が本サービスの提供を現実に開始した日の翌日となります)
5	故障	インターネット・ネットワーク、ネットワーク・システム又はそれらを構成する部品、機材等が破損又は毀損すること
6	サービス料金	本サービス利用契約に基づき本サービスの利用の対価として乙が甲に支払う料金(初期費用、月額費用及びその他料金のすべてを含みます)
7	使用開始希望日	乙が甲による本サービスの提供の開始を希望する日
8	障害	故障により、本サービスが本来提供する機能乃至効用が毀損されること
9	データセンター	ネットワーク・システムのうち、本サービスを乙に提供するためにIDCFが設置、運営又は管理するもの(ラック、ケージその他の設備を含む)
10	ネットワーク・システム	インターネット・ネットワークに接続可能なコンピュータ、ネットワーク機器、記憶装置などの周辺機器及びこれらを制御するソフトウェアの総体
11	秘密情報	甲、IDCF又は乙が保持する各自の事業、事業計画、顧客情報、技術、製品、ソフトウェア、本サービス利用契約

		の内容その他の情報のうち、それぞれの当事者が秘密として保持する情報
12	本サービス利用契約	本サービスを乙が利用するにあたり、甲と乙との間で申込を単位（原則として申込書の明細を1単位とする）として締結される個々の契約
13	本サービス	甲が、規約及び第1条第3項の規程等並びに乙の申込に基づいて提供するサービス
14	大量通信等	DoS 攻撃、DDoS 攻撃等のサイバー攻撃、マルウェア感染拡大、迷惑メールの大量送信、壊れたパケット等

## 第2章 契約の成立

### 第4条 （利用の申込）

1. 乙が、規約に基づいて本サービスの利用を申込もうとする場合には、甲所定の申込書に必要な情報を記載のうえ、これを甲に提出することとします。
2. 当社が必要と認める場合は、申込書の提出又は契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとします。

### 第5条 （本サービス利用契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、前条の申込書を甲が承諾したときに成立します。
2. 甲は、乙から申込書を受領した後、合理的と考えられる期間で乙の申込内容を審査し、以下の何れかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
  - ① 乙の申込に従って本サービスを提供することが技術その他の理由で困難であるとき
  - ② 乙が本サービスの料金又はその他の費用の支払いを怠り、若しくは怠る虞があるとき
  - ③ 乙が本サービスの申込に際し、虚偽の記載・申告等をしたとき
  - ④ 乙に第21条（甲による解除）第1項各号の何れかに該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき
  - ⑤ 乙が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用し、又は利用する虞があるとき
  - ⑥ 乙が甲又は第三者の信用を毀損する態様で本サービスを利用する虞があるとき
  - ⑦ 乙が、本サービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様で本サービスを

利用する虞があるとき

⑧ 第 21 条の 2 (反社会的勢力の排除) のために違反する事由があるとき、又はその虞があるとき。

⑨ 上記各号のほか、甲が、乙の申込に対して、継続的に本サービスを提供することができないと判断するとき

3. 甲は、乙の申込を承諾しない場合、その旨を乙に通知します。
4. 乙による本サービス利用契約の変更の申込は、第 4 条及び本条に準じます。
5. 本サービス利用契約の成立は、これにより乙がデータセンターにかかる物の所有権を取得するものではありません。ただし、個別規程により定めた場合にはこの限りではありません。

#### 第6条 (契約に基づく権利の譲渡等)

1. 乙は、甲の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはできません。ただし、乙が会社である場合に、その合併又は会社分割により、合併後の会社又は会社分割後の会社が本サービス利用契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。この場合、乙は、上記の承継の予定を甲に対して事前に通知することとします。
2. 甲は、乙の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはありません。ただし、甲が合併し又は会社分割する場合はその限りではありません。
3. 乙が甲との本サービス利用契約を維持しつつ、これに基づいて第三者に本サービスと同種のサービスを提供することはできません。ただし、事前の甲による書面の同意がある場合には、この限りではありません。この場合、当該第三者の行為は乙の行為とみなします。

#### 第7条 (名称や地位承継の際の変更手続き)

1. 甲又は乙は、その名称、商号、所在地又は代表者に変更があったときは、その相手方に対し、速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。
2. 会社の合併又は会社分割により乙の地位が承継されたときは、合併又は会社分割によりその地位を承継した会社は、甲に対し、承継の日から 30 日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

## 第3章 料金等

### 第8条 (サービス料金)

1. サービス料金のうち初期費用、月額費用は、甲所定の申込書に定める通りとします。
2. 乙は、請求書記載の支払期日までに、甲指定の金融機関に宛ててサービス料金を支払うものとします。
3. エネルギーや金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動により、サービス料金が不相当となった時は、甲は、本サービス利用契約の期間内でも、サービス料金を変更することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

### 第9条 (月額費用の支払)

乙が前条の規定に従い甲に支払うサービス料金に関し、その月額費用は、課金開始日より発生するものとします。ただし、課金開始日が月初と異なる場合の月額費用は、課金開始日から起算しその月の末日までの使用日数に対して、月額費用を暦日数で除した1日の費用を乗じて得た額(円未満の端数が出た場合は切り捨て、以下規約において同様とします)とします。

### 第10条 (初期費用・追加料金の支払)

1. 乙が第8条の規定に従い甲に支払うサービス料金に関し、その初期費用は、本サービス利用契約が成立したときに発生するものとします。
2. 本サービス利用契約に定めがない場合でも、乙の依頼又は乙の責めに帰すべき事由により、甲又は IDCF が乙に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、又はそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、甲は乙に対して相当な対価を請求することがあります。

### 第11条 (支払遅延)

1. 乙は、サービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5%の割合(年 365 日の日割計算とします)で計算して得た額を、サービス料金に加算して支払うものとします。
2. 甲は、乙がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払を受けるまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。

### 第12条 (最低利用期間及び違約金)

1. 甲は、本サービス利用契約について、最低利用期間を定めます。この最低利用期間は、

- (i) 当初1年間を定める場合、(ii) 当初1年間及びその後の更新期間ごとにその終了時までを定める場合、(iii) その他の方法により定める場合、があり、それぞれサービス仕様書又は本サービス利用契約によりその内容を定めます。
2. 前項の最低利用期間内に、第21条1項、第21条の2又は第22条の規定により本サービス利用契約が終了した場合、乙は、本サービス利用契約に定めるとおり、違約金を支払わなければなりません。

#### 第13条 (特約による本章の規定の排除)

本章の規定に関して、本サービス利用契約に別段の定めがある場合には、その定めが優先するものとします。

### 第4章 データセンターの利用

#### 第14条 (乙の立入り及び利用)

乙がデータセンターに立入り、又はこれを利用する場合には、サービス利用規程を遵守するものとします。

#### 第15条 (データセンターの安全保持)

1. 乙は、データセンター又は乙装置若しくは他の利用者のネットワーク・システム等にデータセンターの安全の保持の上で問題となるような異常を発見したときは、速やかに甲にその旨を連絡するものとします。但し、データセンター入館時に当該異常を発見した場合等の緊急を要するときは、IDCF にその旨を連絡することで甲への連絡を代替することができます。
2. 甲又は IDCF は、データセンター及びデータセンターの他の利用者の安全の保持のため、事前に乙に通知のうえ、乙装置の設置場所に立ち入って、乙装置その他を調査し、又は検査することがあります。ただし、甲又は IDCF が緊急を要すると判断した場合には、甲又は IDCF は事前の通知をせずに、上記の立ち入り、調査又は検査をすることができます。
3. 前項の場合、乙は合理的な理由なくしてこれを拒むことはできません。
4. 甲又は IDCF は、データセンター又はインターネット・ネットワークに事故、異常その他の障害が発生したときは、甲又は IDCF の定めるところにより、速やかにその状況を乙に通知します。ただし、軽微なものについては、この限りではありません。

## 第16条 (乙装置の設置、撤去)

1. 乙は、設置する乙装置の内容を、事前に IDCF に対して届け出なければなりません。
2. 乙がデータセンターに乙装置を設置し、それらを交換し、又は撤去する場合には、それらの梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、すべて乙が自らの責任においてこれを実施するものとします。
3. 乙が乙装置を新たに接続し、又は取り外そうとする場合には、これを遅くとも 48 時間前に IDCF に通知するものとします。
4. 乙が、乙装置の設置、交換又は撤去に際して、一般輸送業者等を起用する場合は、当該業者の責めに帰すべき事由により生じたデータセンター又は他の利用者の設備、装置その他の機器等の損傷等については、乙が全てその責任を負うこととします。

## 第5章 損害賠償

### 第17条 (甲の賠償責任)

1. 本サービス利用契約に関して、乙（乙が立ち入らせた第三者及び一般輸送業者等も含みます、以下本条において同様とします）に、サービスレベル規程において減額を行うものとして定めがある事由に係る損害が生じた場合の甲の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、同規程における減額の総額を限度とし、甲はその他のいかなる賠償も行わないものとします。
2. 前項に定めるほか、本サービス利用契約に関して、乙に損害が生じた場合の甲の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、乙が現実に被った通常かつ直接の損害を限度とし、かつその損害賠償額の合計は、該当する本サービス利用契約に定めるサービス料金の月額費用の1ヶ月分を限度とします。
3. 本条において、甲が乙装置その他の機器等の損傷又は滅失について賠償の責任を負う場合、甲の賠償責任額は、乙装置のその時点における時価（客観的に妥当な額として甲が算定した額）に限定されます。
4. 本契約における他の条項の定めに関わらず、甲は、乙の逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害及び予見可能性の有無に関わることなく特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償の責任を負いません。

### 第18条 (第三者の請求に対する措置)

乙がデータセンターを利用することにより、下記のいずれかの損害について第三者から甲若しくは IDCF（甲若しくは IDCF の役員及び従業員個人を含みます、以下本条において同じ）に対して、又は乙、甲及び IDCF（乙及び甲又は乙及び IDCF の場合を含みます、以下本条において同じ）を共同被告として請求又は訴訟等の法的手続きが提起され

た場合には、乙は、請求原因の如何を問わず、自らの費用及び責任のもと乙、甲及び IDCF を防御するとともに、甲及び IDCF に支払いを命じられた損害賠償及びこれに伴う費用（合理的な金額の弁護士報酬を含みます）について、甲及び IDCF に補償するものとします。

- (1) 規約及び第 1 条第 3 項の規程等に違反する行為により生じた損害
- (2) 乙の行為に起因してデータセンターの他の利用者に生じた損害
- (3) 乙又は乙の委託業者若しくはエンドユーザー（サービス利用規程第 2 条に定義されます）等に生じた損害
- (4) 第 24 条の定めにより甲が乙装置を撤去した場合に発生した第三者の損害

## 第 6 章 秘密情報その他の扱い

### 第 19 条（秘密情報その他の扱い）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方及び IDCF が自らの秘密情報を知り得ることを了承し、秘密情報のいかなる部分も、その方法を問わず自己若しくは第三者のために利用することはなく、かつその開示形態を問うことなくいかなる第三者にも開示・漏洩・披瀝しないものとします。ただし、下記の各号の情報は、秘密情報には当たらないものとします。
  - (1) 相手方から開示を受ける以前から当事者が保有していた情報
  - (2) 秘密保持義務を有する者以外から、直接又は間接的に、当事者に開示された情報
  - (3) 開示後に公知となった情報（ただし、規約に違反して公知となった情報を除きます）
  - (4) 秘密である旨又は秘密として保持すべき旨の指定がなされていない情報
2. 前項の規定に関わらず、何れの当事者も、下記の場合には、秘密情報を開示することができます。ただし、第 3 号は甲が開示する場合に限ります。
  - (1) 弁護士、会計士又は税理士等の専門家（その当事者が委任する者に限る）に対して合理的と認められる範囲で秘密情報を開示する場合
  - (2) 裁判所等の公権力の強制力ある命令により開示すべき義務を負う場合
  - (3) 甲が IDCF に対して乙が本サービス提供を受けるのに必要な範囲で秘密情報を開示する場合
3. 本サービス利用契約終了後 30 日以内に、乙は、当該終了の時点で所有している甲の秘密情報の全てを返却し又はこれを自らの責任において廃棄するものとします。
4. 甲又は IDCF は、警察署、検察庁、総務省若しくは金融庁等の行政機関、裁判所、国会、地方公共団体、又は弁護士若しくは公認会計士等が、強制力の有無を問わず法令上の手続に従って秘密情報に当たらない乙に関する情報の開示を求めた場合には、法令及びガイドライン等に従い、合理的且つ必要最小限度と認められる範囲で、これを開示する

ことがあります。

#### 第 19 条の 2 (パーソナルデータの取り扱い)

1. 甲は、乙のコーポレートデータ及び乙の代表者や担当者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 甲は、本サービスの提供に必要な場合、データセンターへの立ち入りのために乙より甲に提示された個人情報を甲の業務委託先である IDC F に開示することができるものとします。

## 第 7 章 契約期間

#### 第 20 条 (契約期間)

本サービス利用契約は、甲が、契約満了日の 25 日前までに、又は、乙が、契約満了日の 35 日前までに、相手方に対し、書面による通知をもって更新を行わない旨の意思表示をしない限り、本サービス利用契約に定める申込の更新期間(単位)に従って自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

## 第 8 章 契約の終了

#### 第 21 条 (甲による解除)

1. 甲は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を直ちに解除することがあります。ただし、本項に基づく解除は、第 12 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。
  - (1) 乙がサービス料金を支払期日後 30 日間経過してもなお支払わないとき
  - (2) 乙がサービス料金を支払期日までに支払わないことが 3 度あったとき
  - (3) 乙がサービス利用規程に違反したとき
  - (4) 乙が、破産・会社更生・特別清算・民事再生手続き等の申し立ての対象となったとき
  - (5) 乙が提出した申込書の内容に虚偽の記載があるとき
  - (6) 上記(1)乃至(5)のほか、乙が規約の何れかの条項に違反し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後 15 日以内に当該違反を是正しないとき
2. 甲は、前項の規定によるほか、本サービス利用契約に期限の定めのない場合に限り、80 日前までに書面により乙に通知することにより、本サービス利用契約を解除すること

ができます。

## 第 21 条の 2 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等（同条第 1 号に規定する行為。）を常習的に行う、又は自らの目的を達成することを常習とする集団又は個人（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
- (2) 自己の代表者、役員又は主要な職員（雇用形態及び契約形態を問わない。）が反社会的勢力に該当しないこと。
- (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
- (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
- (5) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
- (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
- (7) 自己の代表者、役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 相手方又は第三者に対する暴排法第 9 条各号に定める暴力的要求行為
- (2) 相手方又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方又は第三者に対する、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

3. 甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」という。）に対しても、前二項の規定を遵守させる義務を負うものとします。

- (1) 甲乙間の取引に関連する契約（以下「関連契約」という。）の代理又は媒介を第三者に委託している場合における当該第三者
- (2) 関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者
- (3) 前二号に規定する第三者から下請又は再委託を受けている者（下請又は再委託が

数次にわたる場合は、その全てを含む。)

4. 甲及び乙は、自ら又は自己の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
5. 甲及び乙は、相手方に対し、相手方又は相手方の委託先等による第 1 項及び第 2 項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
6. 甲及び乙は、相手方又は相手方の委託先等が第 1 項又は第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、甲乙間で締結されたすべての契約の全部又は一部を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
7. 前項の規定により、相手方から甲乙間で締結された契約を解除された場合又は反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、甲及び乙は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除又は措置に関し生じた損害及び費用の一切の請求をしないものとします。
8. 甲及び乙は、第 6 項の規定により甲乙間で締結された契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第22条 (乙による解除)

乙は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 60 日前までに、書面によりその旨を甲に通知するものとします。ただし、本条に基づく解除は、第 12 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。

#### 第23条 (乙装置の撤去等)

1. 乙は、本サービス利用契約が終了する場合には、本サービス利用契約の終了時までに、乙の責任と費用のもと、データセンター内に設置した乙の設備を撤去し、データセンターを原状に復帰させるものとします。
2. 前項に定める撤去及び原状復帰に当たっては、乙は、その手配等について IDC F に事前に通知するものとします。
3. 甲は、本サービス利用契約の終了日以降も乙装置がデータセンター内に残存する場合には、乙が現実に乙装置を撤去又は原状復帰した日まで、乙がデータセンターを利用したとみなして、乙に対してその期間に対応するサービス料金相当額の 2 倍の額を請求することができます。ただし、この場合、甲は第 24 条に定める権利を留保します。

#### 第24条 (甲又は IDC F による乙装置の撤去等)

1. 甲又は IDCF は、乙が、前条に定める指定日までに乙装置の撤去及びデータセンターの原状復帰を行わなかったとき、又はこれらが不完全であったときは、何らの制限なしに乙装置を所定の場所から移動させ、保管し、処分し、又はデータセンターの原状復帰をすることができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、移動、保管、処分（記憶装置に記録されたデータの消去又は破壊に要する費用も含まれますがこれに限られません）及びデータセンターの原状復帰に要した費用のすべてを乙に請求することができます。乙装置の処分により甲が対価を得た場合には、甲はその対価を乙の甲に対するいかなる債務にも充当することができます。
3. 甲又は IDCF は、本条の規定による乙装置の移動、保管又は処分に関して発生した乙の損害については、一切の責任を負いません。

#### 第25条 （条文の存続）

本サービス利用契約の終了後も、本条に加え、第11条（支払遅延）、第12条（最低利用期間及び違約金）、第14条（乙の立入り及び利用）、第15条（データセンターの安全保持）、第16条（乙装置の設置、撤去）、第17条（甲の賠償責任）、第18条（第三者の請求に対する措置）、第19条（秘密情報その他の扱い）、第23条（乙装置の撤去等）、第24条（甲又は IDCF による乙装置の撤去等）及び第31条（誠実協議及び合意管轄）の条文の効力はその後も存続するものとします。

## 第9章 雑則

#### 第26条 （非常時における重要通信の優先）

1. 甲又は IDCF は、天災地変、大量通信等及び感染症の蔓延等の不可抗力その他の非常事態が発生し、若しくは発生する虞があるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又はこれを停止する措置を取ることがあります。
2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービス利用契約の目的を達成することができないときは、乙は本サービス利用契約を解除することができます。この場合、当該解除は乙の通知を受領した甲による解除通知が IDCF に到着した日に効力を発するものとします。

#### 第27条 （不可抗力）

1. 何れの当事者も、天災地変、大量通信等及び感染症の蔓延その他当事者の責めに帰すこ

とのできない事由による本サービス利用契約上の債務不履行については、何らの責任も負わないものとします。ただし、当該当事者は、(i)相手方に対して、当該事由を直ちに通知し、(ii)当該債務を速やかに履行するために、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。

2. 前項の事由によりデータセンター又は乙装置の全部若しくは一部が損害を受けたことにより、本サービス利用契約に基づいた利用が不可能となり、かつその復旧が著しく困難な場合、又は天災地変、大量通信等及び感染症の蔓延その他当事者の責めに帰すことができない事由が解消しない場合、若しくはそれらの事由の再発の可能性が高いと甲が判断した場合には、何れの当事者も、相手方に書面で通知することにより、本サービス利用契約を解除することができるものとします。
3. 前2項のほか、甲は、天災地変、大量通信等及び感染症の蔓延その他甲の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できなくなったときは、又は甲および他のお客様の本サービスの提供・利用に支障若しくは影響があるときは、乙に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、本サービスの提供を停止することがあります。この場合、甲は乙に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。
4. 甲は、前項の本サービスの提供停止事由が止んだ、若しくは解消したとき、又はそれらの事由が再発する可能性が低いと甲が判断したときは、本サービスの提供の停止を解除し、本サービスの提供を再開するものとします。

#### 第28条 (マーケティング)

乙は、甲の書面による承認が得られた場合に限り、乙のマーケティング資料又はウェブサイト、本サービスを利用している旨、甲の商号、ロゴその他の甲の商標又はサービスマークを表示することができるものとします。この場合、乙は、甲の商標ガイドラインその他甲が乙に提示する規則を遵守するものとします。甲の商号、ロゴその他の甲の商標又はサービスマークに係る権利は、甲のみに帰属します。

#### 第29条 (通知方法)

1. 規約に基づき甲が乙に対して行なう通知その他の連絡は、甲のポータルサイトによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。
2. 前項の通知その他の連絡は、乙の届けに従って行います。乙の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡が乙に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に乙に到達したものとみなします。
3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、甲が乙の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ホームページへの掲載により行った場合は、乙がホームページを閲覧することが可能となった時点で到達したも

のとみなします。

#### 第29条の2（担当者の選任）

1. 乙は、本サービスの利用に関して、技術担当者等を選任し、甲所定の手続により必要事項を登録するものとします。
2. IDCF は、乙が本サービスを新規申し込みする際、技術担当者等にカスタマーポータルアカウントを発行します。
3. 乙は、技術担当者等に乙の規約に関する権限を委任したものとし、本サービス利用契約の申込、変更、更新拒絶及び解除、サービス料金の請求、技術情報の連絡並びに前条の通知その他の連絡等については、当該担当者を通じて行うことができます。
4. 乙は、技術担当者等に変更が生じた場合、自らカスタマーポータルで変更を行うものとします。ただし、カスタマーポータルでの変更が行えない場合には、甲所定の手続により技術担当者等の変更を甲に通知するものとします。

#### 第30条（保険）

1. 甲は、本サービス利用契約の締結に関し、乙に対して、乙を保険契約者とし、IDCF を保険金の受取人とした本サービス利用契約の有効期間中有効な保険を契約するよう求めることがあります。
2. 前項に従って乙が保険契約を付保した場合、甲は、乙に対し、当該保険証券（又は写し）又は乙が保険料を納付していることを示す領収書（又は写し）を交付するよう求め、その内容を IDCF へ開示する場合があります。

#### 第31条（誠実協議及び合意管轄）

1. 規約に定めのない事項又は規約の解釈に疑義が生じた事項については、乙と甲との間で、信義誠実の原則に基づいて協議の上解決するものとします。
2. 本サービス利用契約上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

---

## 附 則

本規約（ver4.0）は、2024 月 10 月 1 日から実施します。

規約には以下の文書が添付されています。

文書 A サービス利用規程

文書 B サービスレベル規程

## 文書A（サービス利用規程）

### 第1条（目的）

本規程は、乙が甲のサービスを利用するに当たり、その利用規則を定めたものです。本規程で用いられる語は、特に断りのない限り、規約と同一の意義を有するものとします。

### 第2条（定義）

本規程で使用する下記の用語はそれぞれ下記の通りの意味を有します。ただし、規約に定義されている用語は、特に断りのない限り、本規程においても同一の意義を有するものとします。

	用語	定義
1	禁止行為	本規程第3条1項各号に定められる行為
2	エンドユーザー	乙のお取引先（乙のお取引先と取引のある第三者は「お取引先」に含まれるものとします）

### 第3条（禁止行為）

1. 甲は、以下の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 10カ所以上のユーズネットその他のニュースグループ、フォーラム、リストサーブ、その他同様のグループやリストに実質的同じ内容のメッセージを掲示し、又は送信する行為。
- (2) 社会通念上、ネットワーク・システムに対するきわめて不適切な行為と考えられている行為（例として、DoS (Denial of Service) アタック、不正なコードの実行、ウェブページの損壊や書き換え、ポートの無差別スキャン、不正侵入、ウイルスの感染行為など）。
- (3) 社会通念上きわめて不適切であるとみなされるメッセージ、記事、その他のコンテンツをリストに対し掲示し、又は送信する行為。
- (4) 第三者から大量通信等を受ける可能性が高いコンテンツを提供するすべての行為。
- (5) 大量通信等を受けて回避措置を取らず、又は甲、IDCF及び他の利用者の本サービスの提供・利用に支障若しくは影響が出る状況を放置する行為。
- (6) 受取人から要請されていないあらゆる形態の営業目的のメッセージを送信し、又は通信する行為。
- (7) 甲若しくはIDCF、甲若しくはIDCFのサービス又はデータセンターの他の利用者

- に関連するインターネット・ネットワークの情報を不正に改ざんし、又は消去する行為。
- (8) 甲若しくは IDCf、甲若しくは IDCf の他の顧客、又はエンドユーザーに関する識別情報や連絡先情報を不正に入手することを目的とした行為、又はこれらの者へのなりすましを意図した行為。
  - (9) インターネット・ネットワーク、又は甲、IDCF 若しくは第三者のネットワーク・システムの健全性又は安全性を脅かす行為。
  - (10) 本サービスの対価の支払を不正に免れるような方法で本サービスを利用しようとする行為。
  - (11) 甲若しくは IDCf の他の顧客又はデータセンターの他の利用者のサービス利用の質を低下させたり、又はこれに支障を来したり、若しくはさせる行為。
  - (12) 秘密保持契約義務に違反する行為。
  - (13) 甲若しくは IDCf、甲若しくは IDCf の他の顧客、データセンターの他の利用者又は第三者の財産若しくは機器を無許可で使用し、若しくは悪用する行為、又はこれらの財産若しくは機器の使用を妨害する行為。
  - (14) 甲若しくは IDCf、甲若しくは IDCf の他の顧客、データセンターの他の利用者等への迷惑行為。
  - (15) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞の高い行為。
  - (16) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信若しくは表示する行為、若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
  - (17) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつく虞の高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為。
  - (18) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
  - (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
  - (20) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為。
  - (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
  - (22) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
  - (23) 上記各号のほか、本サービス、インターネット・ネットワーク、又はデータセン

- ターに関連して、違法行為若しくは犯罪行為を行い、又は第三者にこれを教唆し若しくは幫助する行為。
- (24) その他、日本国の法令等に違反する行為。
  - (25) インターネット・ネットワークを使用して、第三者のパスワードを不正に取得し、利用し、又はこれを第三者に利用させる行為。
  - (26) インターネット・ネットワーク又は甲若しくは IDCF のサービスを経由した上で、第三者のサービスを利用して行う上記(1)乃至(23)の行為。
  - (27) 上記各号に定めるほか、乙が不特定の者によって受信されることを目的としてインターネット・ネットワークを使用する場合において、これにより第三者の権利が侵害され、又はその蓋然性が高いと甲若しくは IDCF が判断する行為。
2. 甲は、エンドユーザーの禁止行為、又は第三者が乙若しくはエンドユーザーのために行った禁止行為も、乙の禁止行為とみなします。ただし、乙においてこれらを防止することがきわめて困難であると甲が認める場合には、この限りでないものとします。

#### 第4条 (禁止行為に対する措置)

- 1. 甲は、乙に禁止行為があると認めた場合には、いつでも、乙への本サービスの提供を停止、制限し、又は本サービス利用契約を解除することができます。
- 2. 甲及び IDCF は、甲、IDCF 又は乙のネットワーク・システムを保護するため、禁止行為に密接に関連する通信を行う（その蓋然性の高い場合を含む）IP アドレスに関連する全ての通信を拒否することがあります。
- 3. 甲及び IDCF は、乙が禁止行為又は本規程に違反する行為をした場合には、これらを防止するための技術的措置を行うことができます。この場合、甲は、禁止行為又は本規程に違反する行為をした乙に対して、同措置に関連して生じた甲及び IDCF の諸費用を請求することができます。
- 4. 甲及び IDCF は、乙に禁止行為があると認めた場合において、その禁止行為に関して第三者から乙の情報の開示を求められた場合には、法令及びその他のガイドラインに従い、乙に照会のうえ、甲及び IDCF が相当と認める範囲で乙の情報の開示を行うことがあります。甲は、乙に上記照会を通知してから 5 日以内に乙からその可否について回答を得られない場合には、乙から開示について承諾を得られなかったものとみなします。
- 5. 本条の規定は、甲が乙に対して損害賠償を請求する場合の制限又は予約を定めるものではありません。

#### 第5条 (パスワード保護)

- 1. 乙は、パスワードを適切に保管及び管理しなければなりません。乙は、乙のパスワードを使用してなされたすべてのアクセスについて、すべての責任を負うものとします。

2. インターネット・ネットワーク又は甲、IDCF 若しくは乙のネットワーク・システムが不正な手段により取得されたパスワードの利用等により侵害された場合、甲は、独自の判断により、合理的な範囲内で、当該侵害をなした者のアクセスを禁止することができることとします。

#### 第6条 (入館規則の遵守)

1. 乙は、データセンターへの入館が予定される者について、その身分を証明する書類その他所定の書類を添えて、あらかじめ IDCF に申請することとします。この場合、乙の委託業者及び乙がサービスを提供している者を含むものとします。
2. 前項の申請について、IDCF はその内容を審査し、入館を拒絶する事情がないかぎり、その者を顧客登録票に記載します。
3. データセンターへの入館は、顧客登録票に記載された者に限ります。
4. 顧客登録票の記載に変更が生じる場合には、乙は前 3 項の規定に準じて、これを IDCF へ申請することとします。
5. 乙は、顧客登録票に記載された者以外の者を、データセンターへ立ち入らせたり、同行させたりすることはできません。
6. 乙は、顧客登録票に記載された者の行為のすべてについて、その責任を負います。
7. データセンターへの立ち入りは、IDCF が承認した区域に限られます。ただし、IDCF が別途承認した場合はこの限りではありません。
8. 前 7 項のほか、データセンターへの入館に際しては、各データセンターの規則が適用されることとします。

#### 第7条 (利用規則の遵守)

1. 乙は、データセンターの利用に際して、本規程のほか、各データセンターの規則及びカスタマーハンドブックが適用されることとし、これらに定められた一切の保安・安全措置に従うこととします。
2. 乙は、以下の各号に定める物をデータセンターに持ち込まないものとします。
  - (1) 飲食物
  - (2) タバコ、ライター等の喫煙具
  - (3) 爆発物又は武器
  - (4) 有毒ガス又は大量の希ガス若しくは二酸化炭素等の危険物質を発する物質
  - (5) アルコール、所持が違法とされている薬品類又は酩酊をもたらす恐れのある物質
  - (6) コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器
  - (7) 放射性物質
  - (8) ストレージ装置を除く一切の写真又は記録装置

- (9) その他上記各号に類するものでデータセンターの安全管理上問題のある物
3. データセンターの利用に際しては、ゴミや不要品、紙製品その他の可燃物を放置せず、整理整頓を保つものとします。

#### 第8条 (ネットワーク・システムの表示等)

1. 乙は、乙のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、ホスト名（又は IDCF に書面で届け出られた略号）及びこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。
2. 乙は、乙のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、その接続先をラベルで表示しなければなりません。
3. 乙は、乙のネットワーク・システムを構成する機器に接続するケーブル等の先端と末端に、ホスト名（又は IDCF に書面で届け出られた略号）及びこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。
4. 乙は、ネットワーク・システムを構成するに際しては、それぞれの機器について、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔等が、メーカーの仕様及び指示に準拠して設置され、常にこれに従って作動するように設定することとします。

#### 第9条 (本規程の変更)

甲は、本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、規約の変更に関する手続きに準ずるものとします。

## 文書B（サービスレベル規程）

### 第1章 定義等

#### 第1条 （サービス仕様の定義）

1. 甲は、乙の申込に従い、それぞれのサービスのサービス説明書に従って、本サービスを提供します。
2. 甲は、個別の乙に対して、サービス範囲記述書を定めることがあります。この場合は、サービス説明書及びサービス範囲記述書のとおり、本サービスを提供します。

#### 第2条 （定義）

本規程で使用する下記の用語はそれぞれ下記の通りの意味を有し、特に断りのない限り、規約と同一の意義を有するものとします。

	用語	用語の意味
1	サービス説明書	利用者一般に対して、本サービスの規格及び技術上、運用上の提供条件を定めたもの
2	サービス範囲記述書	個別の利用者に対し、サービス説明書に基づいて、本サービスに関する詳細仕様、成果物、提供体制、料金の明細及びその変更手順等を定めたもの
3	メンテナンス	本サービスの提供を維持、追加、保守するために必要なすべての作業

### 第2章 本サービスの提供条件

#### 第3条 （削除）

本条は省略されています。

#### 第4条 （サービス説明書の変更）

1. サービス説明書は、これを予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス説明書によります。
2. 前項に関わらず、甲は、本サービスを廃止するとき、又は本サービスの要素についてのレベルを引き下げるとき等、本サービスの変更が乙に対して不利益（ただし、軽微なものを除きます）を生じさせると判断したときには、データセンターサービスに関する規約第2条の手続に従うこととします。ただし、上記不利益の発生の判断に際しては、甲は、サービス料金等の変更や代替措置の追加など総合的な事情を加味して、これを行うことができます。

#### 第5条 (サービス説明書の効力)

サービス説明書は、規約及び本規程に従います。サービス説明書の規定が規約若しくは本規程と異なる場合又は相反する場合には、規約及び本規程がサービス説明書に優先するものとします。

#### 第6条 (個別仕様のサービスの提供)

1. 乙は、甲に対し、甲所定の方法により、本サービスに関する仕様の変更を申し込むことができます。ただし、申込は、本サービスの提供の開始前に限ります。
2. 甲は前項の申込に対して、経済的、技術的その他の検証を行った上で、その受諾の可否を決定します。この場合、甲は、提供時期の限定やサービス料金の変更などを行う権利を留保します。
3. 前2項に従って個別のサービスを提供する場合、その提供の条件は個別規程として定めることとします。

#### 第7条 (メンテナンスの実施)

IDCF は、IDCF のインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムに対して、メンテナンスを行うことがあります。メンテナンスを行う場合には、IDCF が適切と考える方法により、事前に甲又は IDCF より乙にこれを通知します。ただし、緊急の場合に行うメンテナンスについては、この限りではありません。

#### 第8条 (第三者への委任又は外部委託)

1. 甲及び IDCF は、本サービスの提供に当り、第三者に対して甲及び IDCF の業務を委任又は外部委託することがあります。
2. 前項の場合、甲及び IDCF は、委任又は委託先の第三者を適切に管理するものとし、当該第三者の行為により乙に損害が発生した場合は、規約に定める条件に従う限り、甲の負担と責任においてこれを解決するものとします。

#### 第9条 (本規程の変更)

甲は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、規約の変更に関する手続きに準ずるものとします。ただし、軽微なものについては、この限りではありません。

### 第3章 本サービスの品質

#### 第10条 (品質目標及び品質保証)

1. 甲は本サービスの品質に関し、本規程に定めるとおり目標を定め又は保証します。
2. 品質目標は、甲のサービス提供の目標を定めたもので、これに満たない場合でも乙に対して何らの補償をするものではありません。

3. 品質保証は、甲のサービスの品質の達成を保証するもので、もしこれに満たない場合には、甲は乙に対して、本規程に定めるとおり、サービス料金の減額をいたします。
4. 品質目標及び品質保証は、これに満たない場合に当然に甲の過失が推定されるものではありません。

#### 第11条 (サービス仕様書への記載)

甲は、本規程に従って品質保証を行うサービスについて、サービス仕様書又は個別規程にその旨記載します。サービス仕様書又は個別規程に記載のない場合には、品質保証を行うことはありません。

#### 第12条 (品質目標及び品質保証に関する用語の定義)

本規程第 4 章及びサービス仕様書における用語の意義は、本規程及びサービス仕様書に特に断りの無い限り、本条に定めるところによります。

可用性	以下の計算式により得られる数値。 (1年間の総分数－平均障害復旧時間) / 1年間の総分数
障害通知時間	甲が障害を検知した時刻から障害連絡時刻までの時間
障害発生時刻	乙が甲のサービスデスクへ障害について連絡をした時刻及び甲が障害を検知した時刻のうち、どちらか早い時刻。
障害復旧時間	障害発生時刻から甲が最初に乙へ復旧報告をした時刻までの継続時間であって、障害発生毎に計算されるもの。
障害連絡時刻	甲が障害を検知して最初に乙に障害を連絡した時刻。
トラブルチケット	乙から障害連絡があった場合又は IDCF のサービスデスクで障害を検知した場合に発行され、その番号により、復旧経過を確認するための問い合わせを整理し、又は減額の申請を管理するための識別符号。
パケットロス	インターネット・ネットワーク内のルータのバッファから溢れた IP パケット。
平均障害復旧時間	年間あたりの平均の障害復旧時間

### 第 4 章 故障又は障害の覚知及び減額申請

#### 第13条 (故障又は障害の覚知)

1. IDCF は、乙のご連絡又は甲又は IDCF の独自の調査により、品質保証に係る事由を覚知

- した場合は、トラブルチケットを発行し、乙に対して当該チケット番号を連絡します。
2. 乙の IDCF へのご連絡の方法は、IDCF 所定の手続によります。

#### 第14条 （減額申請）

1. 乙は減額申請を希望する場合には、当該チケット番号に基づいて IDCF 所定の申請書に必要事項を記入の上、これを甲に対して提出することとします。
2. 甲は、前項の申請内容を IDCF と確認し、これを受理した場合には原則として翌月分の乙に対する請求の際に減額を実施いたします。ただし、障害発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。
3. 減額申請の提出期限はその事由が発生した日から 14 日以内に行うこととします。
4. 甲は、乙から IDCF 所定の減額申請書の提出を受けない限りは、減額を行うことはありません。

#### 第15条 （甲の対応義務）

甲は、故障又は障害のうち、IDCF がトラブルチケットを発行したものに限ってこれを苦情と認識し、乙に対応する義務を負うものとし、IDCF が当該チケット発行を行わない場合、甲は、乙に対する当該義務を負わないものとします。